

元女性国税専門官からのひとこと～非居住者の遺言書～

非居住者が遺言書を作成するには

最近、ドイツ在住の友人から、日本にある不動産と預貯金を娘に残す公正証書遺言書を作成したいという相談を受けました。国際結婚したその友人も彼女の娘も、日本国籍はあれどもドイツに住居を移して20年以上、いわゆる非居住者であり、不動産や預貯金を日本に残したままなので、万が一の場合日本での相続の手続きをできるだけ簡便にしたい、ということでした。このように外国と日本の両方に財産を持つ人は増えています。そのような方が亡くなった場合、日本でも居住国でも相続手続きや、日本の相続税の申告をする必要があります。

遺言の方式の準拠法に関する法律の規定から、外国の法律にしたがって方式上有効とされれば、日本においても（日本の方式で作成されていなくても）方式上有効となります。非居住者が遺言書を作成する場合、外国の法律でも、日本の法律でも、遺言書作成の方式が有効であれば、どちらでもよいことになります。

しかし実際に遺言書を執行（相続手続を実行）する場合は、外国の法律にしたがって作成した遺言書を日本で相続手続をする場合、裁判所での検認や翻訳などの面倒な手続や作業が必要となるため、**外国にある財産は外国の法律に基づいた遺言書で作成し、日本にある財産は日本の法律に基づいた遺言書で作成する**のが簡便です。

自筆証書遺言書（登記所の保管制度を利用しない）は、昔から日本人が知っている一般的な遺言書ですが、相続開始後、家庭裁判所で遺言書の検認手続が必要となります。この場合、外国で作成した自筆証書遺言書をどこの家庭裁判所で検認手続をするのか、という問題があります。「遺言者（被相続人）の最後の住所地」が日本になれば、日本の家庭裁判所に遺言書検認の管轄権がないことになります。このことから、外国で自筆証書遺言書（登記所の保管制度を利用しない）を作成した後、外国に生活の拠点があり、外国で死亡した場合、遺言書の検認手続ができず、その結果、この遺言書で相続手続ができないことになります。

そこで、日本に一時帰国などができるのであれば日本の公証役場で**公正証書遺言書を作成する**方法がよいと思われます。公正証書遺言書であれば、相続開始後家庭裁判所の検認手続をする必要もなく、登記所の遺言書情報証明書を取得する必要もありません。非居住者であっても、公証役場で公正証書遺言書を作成するには、パスポートなどの遺言者本人の確認資料や遺言者と相続人との続柄が分かる書類、及び2人の証人が必要になります。

日本に一時帰国などできないのであれば、**外国にある日本の大使館・領事館で遺言書を作成**することもできます。遺言書を外国にある大使館や領事館で作成する場合、その領事が遺言書の作成について、必ずしも精通している訳ではありません。領事は基本的に、遺言者が事前に作成した遺言の内容（遺言書の原案）にしたがって、遺言書を作成します。実際に作成するのは、大使館・領事館の職員です。遺言書の形式としては、日本の公証人役場で作成する遺言書と同じ形式で、民法規定の公正証書遺言の方式で遺言書の原案を作成します。なお、証人2名は、日本語を理解できる者でなければなりません。

ドイツ在住の友人は、近く日本に一時帰国して、公証役場に行くことになりました。